

養育費保証支援事業補助金のご案内



養育費の受け取りは、子どもの健やかな成長や生活を支えるうえで重要な子どもの権利です。ひとり親家庭の子どもが、養育費を確実に受け取れるよう、養育費の保証会社と養育費保証契約を結ぶ際に負担した保証料を市が補助します。

対象者

宇都宮市に在住する[※]ひとり親家庭の父又は母で、次の要件をすべて満たす方が対象です。

- 養育費の取り決めの対象となる児童（20歳未満の児童）を現に養育していること
- 養育費の取り決めに係る債務名義（調停調書や和解調書、決定判決、強制執行認諾約款付公正証書など）を有していること
- 令和3年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結していること
- 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること
- 過去に同一の児童を対象として、地方公共団体（本市を含む。）から養育費保証料に関する補助金の交付を受けていないこと
- 市税に滞納の無い方

※ 本市に住民登録がある方

補助対象

令和3年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結した際に負担した保証料

補助額

保証料（上限額 5万円）

申請方法

養育費保証契約を締結した日（令和3年4月1日以降の日に限る）の翌日から、1年以内に、子ども家庭課にお申し込みください。

（対象者ご本人が、子ども家庭課の窓口でご申請ください。）

【お申込み・問合せ先】 宇都宮市子ども部子ども家庭課 自立支援グループ

〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号 TEL 028(632)2386

裏面もご覧ください

申請手続き
及び
必要な書類

【支給までの流れ】

① 補助金交付申請

【申請手続】

■ 宇都宮市養育費保証支援事業補助金交付申請書兼
実績報告書

(必要な書類)

- ・戸籍謄本又は抄本 ※1
- ・世帯全員の住民票の写し
- ・領収書の写し ※2
- ・養育費の取り決め文書の写し
(債務名義を取得したことが判る文書に限る)
- ・保証会社と締結した養育費保証契約書の写し
- ・その他、市長が必要と認めるもの



② 補助金交付決定



③ 補助金交付請求

■ 宇都宮市養育費保証支援事業補助金交付請求書

(必要な書類)

- ・振込口座の確認ができるもの (通帳の写しなど)



④ 補助金支給

※1 申請者及び児童の戸籍謄本又は抄本をご準備ください。

※2 補助対象経費の領収書 (領収書には以下の記載が必要です。)

- 宛先 (支払者の氏名), 領収年月日, 領収金額, 取引内容 (但し書き)
- 領収者の住所及び氏名, 領収印

法律相談

栃木県母子家庭等就業・自立支援センター



宇都宮市では、養育費に関する無料法律相談を実施しています。

法律相談をご希望の方は、事前の予約が必要です。

お申し込みは「栃木県母子家庭等就業・自立支援センター」まで、ご連絡ください。

〒320-0071

宇都宮市野沢町4番地1

パーティとちぎ 男女共同参画センター 1F

TEL 028-665-7801

URL: <http://www.tochiboshicenter.jp/>